

県南広域振興局長告示第 152 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 18 年 12 月 8 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 施行者の名称 遠野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 3 年岩手県告示第 29 号遠野都市計画下水道事業遠野公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 平成 3 年 1 月 11 日岩手県告示第 29 号、平成 8 年 11 月 8 日岩手県告示第 1014 号、平成 12 年 3 月 24 日岩手県告示第 262 号及び平成 14 年 5 月 14 日岩手県告示第 463 号の事業地のうち、松崎町白岩 1 地割、2 地割、14 地割及び 24 地割並びに遠野町 9 地割並びに六日町並びに下組町の一部を削る。
- 4 事業施行期間 平成 3 年 1 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日まで